

合併の方式は新設(対等)合併

第4回法定協議会を開催(3月28日)



串木野市で開かれた法定協第4回会議

川西薩地区法定合併協議会の第四回会議は三月二十八日、串木野市内で開催されました。協議では、平成十五年度の事業計画・予算のほか、合併の期日を平成十六年十月十二日を目標とする▽合併方式は新設合併(いわゆる対等合併)とする▽新市の事務所(本庁)は当面、現在の川内市役所(川内市神田町)に置き、新市成立後に改めて検討する―など六議案がいずれも承認されました。議決事項と協議事項、報告事項は次の通りです。

川西薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画

事業項目	事業内容	備考
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 	平成15年5月から平成16年3月まで原則毎月第2・4木曜日開催
幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の事前調整 	平成15年5月から平成16年3月まで原則毎月第1・3木曜日開催
小委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 新市名称に関する協議 	随時開催
専門部会・分科会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会(事務事業一元化調整原案協議) 分科会(事務事業一元化調整素案協議) 	随時開催
事務事業一元化調整事業	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 事務事業一元化に係る調整議案作成 事務処理マニュアル作成 例規原案作成に係る準備作業 例規原案作成作業 地域情報化計画策定 	平成15年3月～6月末 平成15年7月～11月予定 平成15年7月～平成16年3月予定 平成15年4月～6月末 平成15年7月～平成16年3月予定 平成15年5月～12月予定
新市まちづくり計画策定作業	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム 計画骨子案に対する広聴広報 新市まちづくり計画策定 まちづくりプロジェクト会議 まちづくりワーキング会議 	<ul style="list-style-type: none"> 提言報告会開催(5月) 計画骨子案意見交換等(7月/平成16年1月) まちづくり広聴会開催(6～7月)・意見募集(7月) 計画骨子案作成検討(3～6月) 県事業調整(3～6月) 計画骨子案提案・審議(6～10月) 県知事への協議等(10～11月) 計画素案策定・調整
広報・広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 ホームページ更新 各種団体等への説明会 住民説明会(合併協定項目の内容について) 	毎月1回発行 随時更新 平成15年5～6月予定 平成16年1～2月予定

議決事項

◇平成15年度事業計画

合併協定項目（46項目）

◎自治体の存立に関わる基本的な事項

1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置

◎事務事業の一元化に関わる事項

5	財産の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員身分の取扱い
10	特別職の身分の取扱い
11	条例、規則等の取扱い
12	事務組織及び機構の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	使用料、手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	補助金、交付金等の取扱い
17	町名・字名の取扱い
18	慣行の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い
20	介護保険事業の取扱い
21	消防団の取扱い
22	自治会・行政連絡機構の取扱い

◎各種事務事業の取扱い

23	男女共同参画事業
24	姉妹都市・国際交流事業
25	電算システム事業
26	広報広聴関係事業
27	消防防災関係事業
28	交通関係事業
29	窓口業務
30	保健衛生事業
31	環境衛生事業
32	障害者福祉事業
33	高齢者福祉事業
34	児童福祉事業
35	生活保護事業
36	その他の福祉事業
37	農林水産関係事業
38	商工・観光関係事業
39	建設関係事業
40	上・下水道事業
41	学校教育事業
42	コミュニティ施策
43	社会教育事業
44	情報公開制度
45	その他事業

◎新市建設計画に係る事項

46	新市まちづくり計画
----	-----------

◇平成15年度歳入歳出予算

▽歳入の部 協議会構成市町村負担金（八千七百一十一万一千円）など計八千七百七十二万二千円。
▽歳出の部 会議運営費（千八百五十五万九千円）、事務同運営費（千八百八十八万七千円）、まちづくり計画策定事業費（千六百二十万）、事務事業調整事業費（千七百十四万）、広報広聴事業費（千八十三万六千円）など。

◇合併協定項目

合併するとした場合に必要ならゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目（計四十六項目で別表の通り）。

◇合併の方式（協定項目1）

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

◇合併の期日（協定項目2）

合併の期日は、平成十六年十月十二日を目標とする。

（参考）市町村が合併するためには、合併協議会でのさまざまな協議事項の決定、関係市町村の議会の議決などかなりの期間、最低二十二月月を要すること、市民サービスや予算編成時期など各種事務執行にできるかぎり支障の少ない時期が望ましい、合併特例法の支援措置が平成十七年三月三十一日まで、などを考慮し、本地区の合併目標期日とした。

◇新市の事務所（本庁）の位置（協定項目4）

①新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町三番二二号（現在の川内市役所の位置）とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第一五五条に基づき、関係市町村に置くものとする。

②将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

（参考）【地方自治法第155条】
一 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む）及び地方事務

所、市町村にあっては支所または出張所を設けることができる。

二 支庁もしくは地方事務所または支所もしくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

協議事項

◇まちづくり広聴会実施要領

新市まちづくり計画骨子案について、関係市町村住民を対象に広報と意見聴取を行う。実施期間は六月二十七日から七月三十一日まで。

◇まちづくりフォーラム提言報告会実施要領

まちづくりフォーラムが提言した新市の将来像についての報告会を五月十一日午後一時半から、東郷町中央公民館大ホールで開催。

報告事項

◇まちづくりフォーラムからの提言

（詳細は本誌一～五ページ）

◇「電算システム事業」検討状況

第五回協議会（五月十五日）に調整方針案を提案予定

◇「条例、規則等の取り扱い」検討状況

第五回協議会に調整方針案を提案予定